

岐阜スキンタッチ会会則

【第1章 総則】

第1条 本会（以下「会」という）は、「岐阜スキンタッチ会」と呼称する。

第2条 会の事務所は、第10条で定める(一社)岐阜県鍼灸師会（以下「岐鍼会」という）会長の住所とする。

【第2章 目的及び活動】

第3条 会は、東洋医学をより多くの人に広めるために、小児鍼を基礎としたスキンタッチ法を広める活動を行う。

第4条 会は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- 1.岐阜県内でのスキンタッチ教室の開催
- 2.スキンタッチおよび小児鍼に関する情報収集や勉強会
- 3.その他、会がスキンタッチ活動に有益であると認めた活動

【第3章 会員】

第5条 会の会員は次の2種類とし、いずれの会員も連絡を円滑にするため LINE を必須とする。

- 1.正会員
- 2.準会員

第6条 正会員は、会の目的に賛同し、活動に参加できる岐鍼会会員とする。

第7条 準会員は、会の目的に賛同し、会員に認められた岐鍼会に所属しないはり師およびきゅう師。

【第4章 役員】

第9条 会は正会員の中より、責任者を選出し、運営を行うものとする。

役員は会長1名、主責任者1名、副責任者2名、会計1名とする。役職の兼任は可能。

第10条 会長は、岐鍼会会長とする。

主責任者は、会を代表し、その活動を統括する。

副責任者は、代表を補佐し、代表が欠けたときにはその職務を代行する。

会計は、会の会計業務を行う。

第 11 条 役員は、岐鍼会理事会にて承認すること。

【第 5 章 総会】

第 12 条 総会は、岐鍼会総会に準ずる。

第 13 条 総会にて、会の事業計画および予算ならびに決算を決定する。

【第 6 章 会の運営】

第 14 条 会の運営は、役員を中心とし全会員で行う。

第 15 条 会の活動年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終える。

第 16 条 会則の変更は、岐鍼会理事の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

第 17 条 会の活動である「親子スキンタッチ教室」の開催については、岐鍼会年間活動の中で行い、別に定める「教室開催規定」に基づくものとする。

【第 7 章 会計】

第 18 条 会の運営は、岐鍼会年度予算、教室開催納付金、その他の収入を以って充て、事業会計年度は事業年度と同一とする。

親子スキンタッチ教室 開催規定

1. 講師について

教室の講師は、「岐阜スキンタッチ会」会員で、はり師・きゅう師の有資格者とする。
スタッフ（補助）については、有資格者に限らず学生も可とする。

2. 教室開催について

教室開催年度計画は、年度末までに会員で次年度計画案を作成し、(一社)岐阜県鍼灸師会
理事会にて承認を得る。開催は、年3～4回を目処とする。

3. 教室運営について

教室運営は、開催場所在住もしくは開院場所の会員を中心に行う。

教室運営時には、厚生労働省免許保有証を付けて行う。免許保有証を持っていない場合
は、その年度もしくは次年度に申請をすること。

4. 報告について

教室開始後は、参加スタッフ全員が1週間以内に(一社)岐阜県鍼灸師会へ活動報告書を提
出すること。

5. 禁止事項

- 1.一般参加者への物品販売、名借り行為、会員個人の治療院を宣伝する行為。
- 2.会員個人治療院での教室資料使用。